

タクシー運転者登録制度の手引き

【法人タクシー編】

平成27年10月

商業組合静岡県タクシー協会
静岡県タクシー登録センター

中部運輸局 監修

1. 登録制度の意味

登録制度とはタクシー事業に係る輸送の安全及び利用者の利便を確保する観点から、新たにタクシー運転者となろうとする者等に講習受講を義務づけ、当該講習を修了して登録を受けなければタクシーに運転者として乗務出来ないとしたものです。

これは良質の運転者を確保するとともに、サービス改善等の諸施策を総合的に推進することによってタクシーの社会的評価の向上を図り、もって利用者の利便を確保しようとするものです。

2. 運転者の登録

登録は運転者個人の自由な意思に基づき自ら行うものです。

従って登録は法律で消除される場合と意思で消除申請する場合を除いては、運転者の権利として保護され、登録した内容についても法律に規定された以外は、他人に知られることはありません。

また、登録された登録原簿は一度登録されれば消除されない限り有効です。事業者（会社）を変わったり氏名・住所等が変わっても登録事項の変更届を提出すれば引き続き有効です。

3. 登録を行うには

単位地域内にあるタクシー事業者に勤務する運転者（もしくは運転予定者）が、次の書類を単位地域内の登録実施機関（以下「登録実施機関」という。）に提出して行います。

- (1) 登録申請書（タク特法施行規則 第二号様式）
- (2) 住民基本台帳に基づく住民票の写し（コピー不可）
- (3) 雇用契約書の写し又はタクシー事業者が雇用内容を証した書面
- (4) 講習を修了したことを証する書面
- (5) 写真1枚（申請日前6ヶ月以内に撮影した5cm正方形の無帽単独写真）
- (6) 運転免許証の提示（住民票の住所と免許証の住所は同一であること）

4. 登録事項の変更と届出

次の場合は、運転者は自らの責任で直ちに「登録事項変更等届出書」（タク特法施行規則 第四号様式）を運転免許証の提示と併せて登録実施機関に提出しなければなりません。

- （１）運転免許を更新し、有効期限が変わったとき。
- （２）運転免許の種類、番号が変わったとき。
- （３）氏名及び住所が変わったとき。
- （４）所属する事業者（会社）が変わったとき。
- （５）運転免許の取消し、停止処分又は失効があったとき。

5. 登録の取消しについて

一度登録された運転者の登録を（登録原簿は残した状態で）消滅させることを「登録の取消し」と言います。

登録の取消しには、次の5つの場合があります。

- （１）タクシー業務適正化特別措置法や道路運送法及びこれに基づく命令や処分に違反したとき。
- （２）国土交通大臣の命ずる、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習を受講しないとき。
- （３）登録取消しの対象となる重大な事故を惹起したとき。
- （４）タクシー運転者の乗務に関して著しく不適當な行為をしたと認められるとき。
- （５）不正の手段により登録を受けていたとき。

なお、登録の取消しには「再登録できない期間の決定」が付されることとなっております。

6. 登録の消除について

登録された運転者の登録原簿を消してしまい、登録が無くなることを「登録の消除」と言います。

登録の消除には運転者の申請による「申請消除」と、法律に定める事由による「職権消除」があります。

(1) 申請消除

運転者が自己の意思で消除申請（タク特法施行規則 第六号様式）を行えば登録が消除されます。

なお、登録する単位地域を変更する場合は、この手続きが必要となります。

(2) 職権消除

次の場合には職権により消除されることとなります。

- イ 登録の取消処分を受けたとき。
- ロ タクシー運転者をやめてから、または登録している運転免許の有効期限が切れてから2年を経過したとき。
- ハ 運転免許の取消し、40日以上の免許停止処分、失効したときなど法令に定めた資格要件を失ったとき。

（注：40日未満の免許停止処分の場合、その期間中登録の効力は停止されますが、運転免許の停止期間終了と同時に登録の効力も回復します）

7. 登録原簿の謄本または閲覧について

登録原簿の謄本交付や閲覧を請求できるのは、次の者です（タク特法施行規則 第七号様式）。

- (1) 登録運転者は、自分の登録原簿
- (2) 単位地域内のタクシー事業者は、その単位地域に係る登録原簿

8. 登録運転者業務経歴証明書について

登録運転者は、重大な事故の有無その他の当該運転者の業務の取扱いに関する書面の交付を申請することができます（タク特法施行規則 第十号様式の二）。

9. 運転者証

運転者証はタクシー事業者が申請して交付を受け、営業中のタクシーに表示するものです。

したがって、交付の申請から管理～返納まで全てタクシー事業者の責任で行

うこととなります。「登録」は運転者個人に属するものであることに対して、「運転者証」はタクシー事業者に属するものであることを理解願います。

10. 運転者証の記載事項の訂正

タクシー事業者は、運転者証の記載事項（運転者の氏名、運転免許の有効期限、タクシー事業者の名称等）に変更があったときは、直ちに訂正申請書（タク特法施行規則 第十号様式）に運転者証を添付して登録実施機関に提出し訂正を受けなければなりません。

11. 運転者証の返納

タクシー事業者は、次の場合には直ちに「運転者証返納届」に運転者証を添付して、登録実施機関に返納しなければなりません。

- (1) 運転者が退職したとき。
- (2) 運転者が、登録の取消し処分又は運転免許の取消し、40 日以上の免許停止処分を受けたとき、及び失効したとき。
- (3) 運転者の選任を解いたとき、単位地域以外の営業所に配置転換したとき、及び死亡したとき。

12. 運転者証の再交付

タクシー事業者は、運転者証の汚損・紛失があったときは再交付を受けることができます。

「運転者証再交付申請書」（タク特法施行規則 第十号様式）に、汚損の場合は汚損した運転者証を添付し、紛失の場合は紛失に係る理由書を添付して登録実施機関に提出して手続きして下さい。

13. 運転者証の譲渡等の禁止

タクシー事業者及び運転者は、運転者証の改ざん、他人への譲渡・貸与等を行うことは、厳に禁止されています。